

平成27年2月13日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成26年12月分)について

平成26年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成26年12月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、12月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた416件（市区町村において発生した7件、委託業者等が発生させた15件を含む。）のうち、公表可能な339件（システム事故4件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

なお、現在、詳細を解明中のため公表できていないものが5,330件（システム事故48件を含む。）ありますが、その内訳については、年度公表においてお知らせいたします。

II 状況

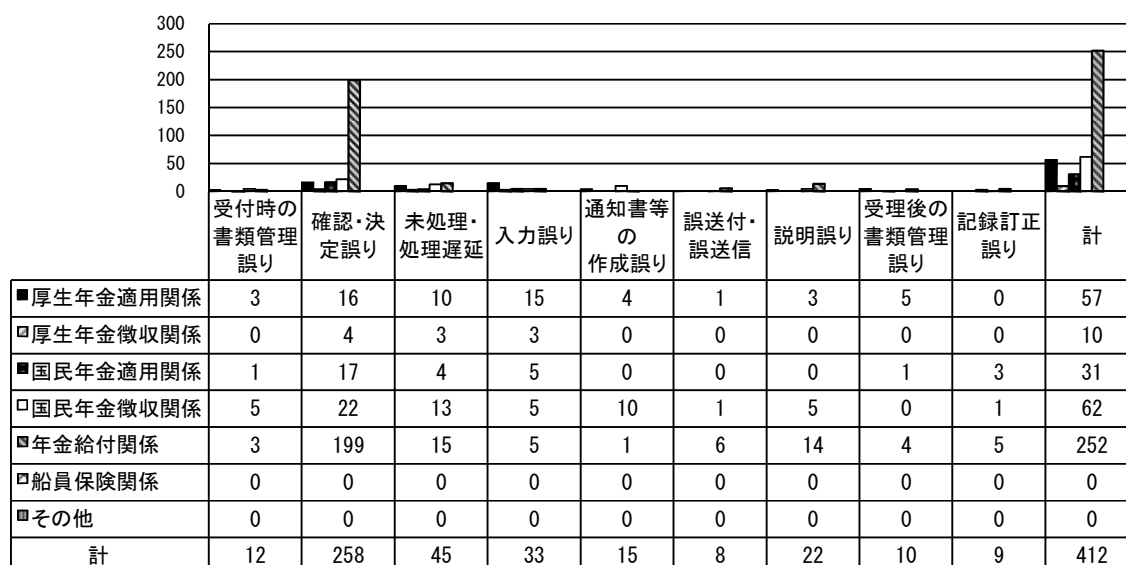
事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

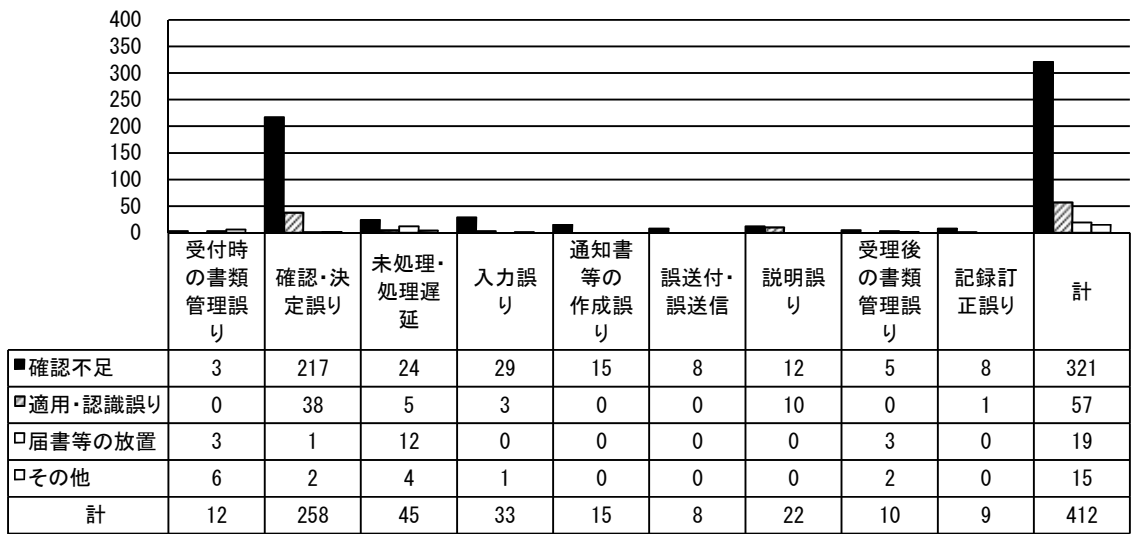
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生	---	---	---	---	---	85(10)	85(10)
平成25年度発生	---	---	---	---	34(4)	48(4)	82(8)
平成24年度発生	---	---	---	6	13	3(1)	22(1)
平成23年度発生	---	---	2	2	1	8	13
平成22年度発生	---	0	1	1	6(1)	2	10(1)
平成21年度以前発生							
（機構発足後）	0	0	0	0	0	0	0
（社会保険庁時代）	1	2	3	19	79(1)	74(1)	178(2)
計	1	2	6	28	133(6)	220(16)	390(22)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

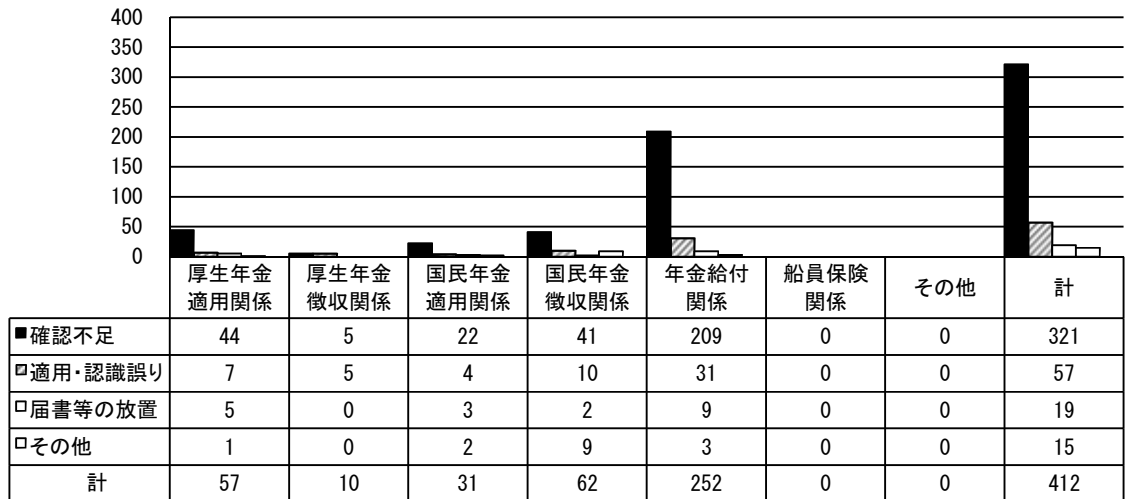
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



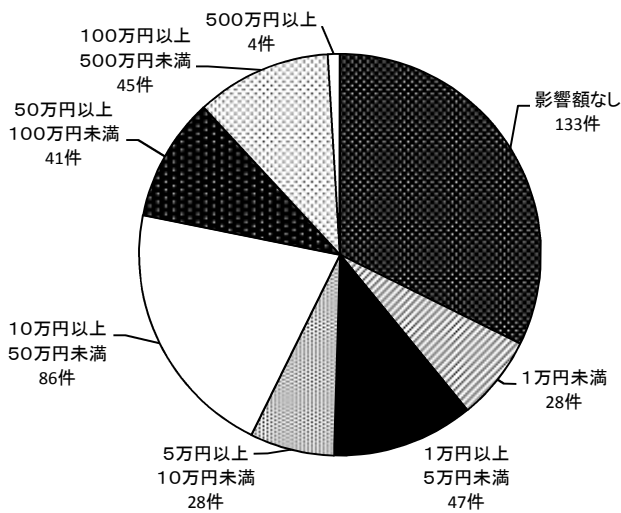
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

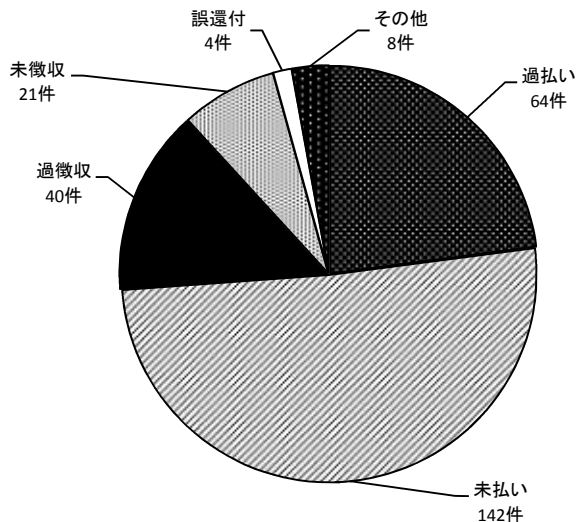


5 影響額別内訳



	厚生年金適用関係	厚生年金徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険関係	その他	計
影響額なし	28	4	19	41	41	0	0	133
1万円未満	1	2	1	8	16	0	0	28
1万円以上5万円未満	6	2	6	6	27	0	0	47
5万円以上10万円未満	1	1	0	2	24	0	0	28
10万円以上50万円未満	13	0	4	4	65	0	0	86
50万円以上100万円未満	4	0	1	1	35	0	0	41
100万円以上500万円未満	4	0	0	0	41	0	0	45
500万円以上	0	1	0	0	3	0	0	4
計	57	10	31	62	252	0	0	412

6 事象別内訳



事象	合計金額	平均金額
過払い	31,618,766	494,043
未払い	135,118,591	951,539
過徴収	12,607,249	315,181
未徴収	4,268,855	203,278
誤還付	547,150	136,787
その他	12,254,869	1,531,858
計	196,415,480	703,998

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と過徴収がある件	2件	1,844,062
過徴収と過払いがある件	3件	4,977,779
過払いと未払いがある件	2件	4,600,142
過払いと誤還付がある件	1件	832,886

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	272件	66.0%
外部	140件	34.0%
計	412件	100.0%

8 システム事故

発生日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2012年5月7日	農林共済年金の準確定申告源泉徴収票の通知誤り	53名	—	0
2013年11月28日	雇用保険と年金の調整誤り	1名	未払い	29,283
2009年7月15日	振替加算に係る時効特例給付における過払い	7名	過払い	519,701
2008年4月15日	国民年金の沖縄特別措置期間の反映漏れに係る未払い	5名	未払い	9,132,345

(注) システム事故の詳細は、別添「日本年金機構の平成26年12月分のシステム事故一覧」を参照して下さい。

○日本年金機構の平成26年12月分の事務処理誤り一覧(1～38ページ)

- | | | | | |
|-------------|-------|-----|------|---------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～43 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 8P | 整理番号 | 44～51 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 10P | 整理番号 | 52～77 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 14P | 整理番号 | 78～123 |
| 5. 年金給付関係 | | 21P | 整理番号 | 124～335 |

○日本年金機構の平成26年12月分のシステム事故一覧(39ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2010年 7月16日	2013年 8月29日	○事業所から問合せがあり、資格取得取消処理の際に、誤って別の被保険者の取消処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について還付請求書を受理しました。 ●担当部署において、管掌区分、資格取得時の区分等についての確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	過徴収	1,355,414
2			沖縄	コザ	2013年 5月24日	2014年 7月17日	○算定基礎届の審査の際に、健康保険のみの適用となっていたため、資格取得届を確認したところ、取得区分を誤って共済加入とした入力をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、資格取得届の区分等についての確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	840,000
3		入力誤り	東京	池袋	2014年 6月19日	2014年 7月18日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の取消処理を失念したため、重複して資格取得届の入力をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について還付請求書を受理しました。 ●担当部署において、資格取得届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	171,612
4			三重	伊勢	1995年 4月26日	2014年 7月31日	○事業所から問合せがあり、資格取得年月日の誤入力を訂正する際に、さらに誤った資格取得日の入力をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
5			埼玉	春日部	2001年 3月頃	2014年 9月11日	○事務センターから問合せがあり、資格取得届の標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、資格取得届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	313,688
6			神奈川	港北	2013年 9月20日	2014年 10月28日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の入力の際に、氏名のフリガナを誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
7			徳島	徳島南	2014年 4月25日	2014年 9月10日	○船舶所有者から船員保険被保険者報酬月額(基準日)届を受理した際に、資格取得届の処理コードを誤って厚生年金適用除外の入力処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、届書コードの確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	225,152

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	2014年 6月20日	2014年 9月19日	○事業所から問合せがあり、事業所調査の際に、月額変更届の変更月を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について減額調整しました。 ●担当部署において、該当年月等を必ず確認することと、月額変更の昇級月と変更月について職員に周知徹底しました。	1事業所 1名	過徴収	190,000
9	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2013年 7月22日	2014年 7月24日	○算定基礎届の事務処理を行っていた際に、前年度の標準報酬月額が誤って保険者決定されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、算定基礎届の審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	720,950
10			宮城	仙台南	2013年 7月31日	2014年 7月4日	○事務センターから問合せがあり、算定基礎届の審査の際に、修正平均額で決定すべきところを誤った標準報酬月額で保険者決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、算定基礎届の審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	未徴収	122,872
11			長野	飯田	2014年 8月18日	2014年 9月30日	○事業所から問合せがあり、誤って前年度の算定基礎届の用紙を配布し、そのまま前年度の算定基礎届の入力処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について翌月分保険料で調整することとしました。 ●担当部署において、算定基礎届の審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	その他	628,100
12			愛知	中村	2014年 8月28日	2014年 11月7日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の処理の際に、生年月日、被保険者番号等の誤りがあったにもかかわらず、補正処理をしていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、算定基礎届の審査の際の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 12名	未徴収	117,075
13		入力誤り	大分	事務センター	2009年 9月11日	2014年 10月6日	○事業所から問合せがあり、入力委託業者が算定基礎届の標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●入力委託業者に対して、入力処理後はダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	1,066,480
14			東京	事務センター	2014年 7月30日	2014年 10月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、入力委託業者が算定基礎届の標準報酬月額の桁数を誤って入力していたため、年金が支給停止になっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●訂正処理を行い、年金の支払いを確認しました。 ●入力委託業者に対して、入力処理後はダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未払い	160,210

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
15	70歳以上被用者該当・不該当の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2013年 6月10日	2014年 2月5日	○共済組合から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の該当年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、70歳以上被用者該当届の入力処理後は、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
16			香川	事務センター	2014年 7月14日	2014年 10月28日	○事業所から問合せがあり、入力委託業者が70歳以上被用者算定基礎届の標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。過払いとなった年金については、返納方法申出書を受理しました。 ●入力委託業者に対して、70歳以上被用者該当届の入力処理後は、ダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過払い	40,075
17	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2006年 8月4日	2013年 8月26日	○厚生年金基金から代行返上に伴う被保険者記録の確認依頼があり、資格喪失、再取得の遡及処理を行った際に、登録済の賞与支払記録を削除した後に再登録処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録補正処理後は、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
18			東京	渋谷	2005年 8月8日	2014年 6月12日	○事業所から問合せがあり、1名分の賞与支払届の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。 ●担当部署において、賞与支払届の事務処理の際の内容確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	45,153
19	二以上事業所勤務届の誤り	入力誤り	兵庫	加古川	2013年 10月2日	2014年 6月19日	○65歳到達による介護保険料不該当処理の際に、二以上事業所勤務者であるにもかかわらず一般被保険者として入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●二以上事業所勤務者への訂正処理を行いました。保険料の差額分について減額調整しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	2,043,492
20	産前産後休業取得者申出書の誤り	確認・決定誤り	石川	事務センター	2014年 9月8日	2014年 10月16日	○育児休業等取得者申出書の審査をしていた際に、産前産後休業終了予定日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について減額調整しました。 ●担当部署において、届書を審査する際の内容確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	137,349
21		説明誤り	青森	青森	2014年 9月30日	2014年 10月16日	○事業所から問合せがあり、産前産後休業取得者変更(終了)届に係る説明誤りがあったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料について減額処理を行い納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書を審査する際の内容確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	育児休業等取得者 申出書の誤り	説明誤り	富山	高岡	2014年 9月25日	2014年 9月26日	○事業所から問合せがあり、育児休業等取得者申出書(延長)の申請方法について、窓口で説明誤りがあったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●処理を行いました。 ●担当部署において、育児休業等取得者申出書(延長)の申請方法について説明誤りをしないよう制度について周知しました。	1事業所 1名	—	0
23	適用事業所関係届 の誤り	入力誤り	鳥取	事務センター	2014年 4月18日	2014年 5月16日	○事業所から問合せがあり、新規適用届の処理の際に、種別を農林とするところを誤って一般として入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、新規適用届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 被保険者 122名 (被扶養 者131名)	—	0
24	確認請求書の誤り	説明誤り	神奈川	藤沢	2014年 5月15日	2014年 5月20日	○被保険者資格確認請求書に係る調査の際に、担当者の確認不足により誤った日付の資格取得年月日訂正の提出指導を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、確認請求書の内容確認及び調査の際は賃金台帳・出勤簿等の写しを取るよう徹底しました。	1事業所 1名	—	0
25	厚生年金適用関係 通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	奈良	大和高田	2014年 5月20日	2014年 5月30日	○事業所から問合せがあり、別送先の確認不足のために、資格喪失確認通知書、標準報酬改定通知書の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所あてに通知書を送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書を送付する際は、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	—	0
26	健康保険被扶養者 異動届の誤り	入力誤り	鹿児島	事務センター	2013年 12月10日	2014年 10月22日	○お客様から問合せがあり、入力委託業者が健康保険被扶養者異動届の扶養解除日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●訂正処理を行いました。 ●入力委託業者に対して、健康保険被扶養者異動届の入力後は、ダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	厚生年金適用関係 通知書等の作成誤り	通知等の作成誤り	滋賀	事務センター	2014年 8月13日	2014年 8月14日	○年金事務所から問合せがあり、算定基礎届未提出事業所の催告のハガキを誤って被保険者0人の事業所あてに送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書等を送付する際は、内容の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	1,004 事業所	—	0
28			大阪	近畿ブロック 本部	2014年 6月18日	2014年 6月19日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者の算定基礎届の促進に係るリーフレットを誤った内容で作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの文書と正しいリーフレットを送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書等を送付する際は、内容の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	13,000 事業所	—	0
29			大阪	枚方	2014年 8月20日	2014年 8月21日	○事業所から問合せがあり、事業所調査通知書を送付する際に、実施時期を9月とすべきところを誤って8月と標記していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの文書と正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書等を送付する際は、内容の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	129 事業所	—	0
30			岡山	岡山東	2013年 10月30日	2014年 6月16日	○市役所から問合せがあり、資格取得・資格喪失等確認通知書の資格取得年月日を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書等を送付する際は、内容の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
31	厚生年金適用関係 届書等の処理漏れ	受付時の書類管理 誤り	鹿児島	川内	2013年 7月9日	2014年 6月18日	○事業所から送付された空封筒を整理した際に、月額変更届1通が発見され未処理であることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、過徴収の保険料は、減額調整をしました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所	過徴収	43,113
32			群馬	前橋	2014年 5月1日	2014年 7月30日	○他の年金事務所から問合せがあり、二以上事業所勤務者の資格喪失の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失届の入力処理を行い、過徴収の保険料は、減額調整をしました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所 1名	過徴収	5,080
33			神奈川	港北	2013年 7月1日	2014年 5月14日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届が処理漏れとなっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、未徴収の保険料は、増額調整をしました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所 3名	未徴収	167,319

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
34	厚生年金適用関係 届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	福岡	南福岡	2014年 5月8日	2014年 5月20日	○事業所から任意継続被保険者証が送付されないと連絡があり確認した際に、資格喪失届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、被保険者証の送付を確認しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所 1名	—	0
35			東京	事務センター	2014年 4月4日	2014年 5月21日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届(磁気媒体CD)が、処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所	—	0
36			山形	米沢	2014年 4月23日	2014年 5月21日	○事業所から問合せがあり、健康保険適用除外承認を受けていた被保険者が健康保険の適用を受ける届出があった際に、確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、過徴収の保険料について減額調整をしました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所	過徴収	208,621
37			山形	新庄	2013年 10月21日	2014年 4月8日	○前任者から引継ぎを受けた書類を確認した際に、二以上事業所勤務者の月額変更届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料は、減額調整をしました。未徴収の保険料は、増額調整をしました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	2事業所 1名	その他	1,215,962
38			埼玉	所沢	2009年 3月頃	2014年 3月28日	○年金事務所の外部倉庫の書類を確認した際に、適用事業所全喪届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所	—	0
39			大阪	吹田	2014年 5月14日	2014年 5月22日	○事業所から一部の被扶養者の被保険者証が送付されないと連絡があり、確認したところ、健康保険被扶養者異動届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、被保険者証の送付を確認しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所 3名	—	0
40			大阪	吹田	1967年 1月頃	2012年 2月22日	○事業所から問合せがあり、健康保険適用除外の承認申請があった際に、管掌区分の確認誤り、資格取得区分の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料の差額分について還付請求書を受理しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1事業所	過徴収	303,265

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
41	厚生年金適用関係 届書等の処理漏れ	受理後の書類管理 誤り	広島	福山	2014年 7月25日	2014年 8月7日	<p>○事業所から問合せがあり、受付時の確認不足により資格取得届が処理漏れとなっていたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●資格取得届の処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1事業所 7名	—	0
42			長崎	事務センター	2014年 5月27日	2014年 7月29日	<p>○受付進捗管理システムにより未完結届書の確認をした際に、賞与支払届の処理漏れが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●届書の処理を行い、未徴収の保険料について増額調整をしました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1事業所 1名	未徴収	13,390
43			大阪	玉出	2011年 11月24日	2011年 12月8日	<p>○事業所から問合せがあり、お客様相談室で受付けた被扶養者異動届が適用・調査課へ回付されず、紛失していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者が事業所にお詫びの上説明し届書を再提出していただき、了承を得ました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1事業所 1名	—	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
44	二以上事業所勤務届の誤り	確認・決定誤り	大分	大分	2013年 7月10日	2013年 10月18日	<p>○二以上事業所勤務者に係る基本保険料算出内訳書と二以上事業所勤務者台帳の突合せを行ったところ、管轄変更の際に、二以上事業所勤務者の入力漏れていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、納付期限前であったため、両事業所の納入告知書の差替えを行いました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務届の確認及び入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	—	0
45		入力誤り	鹿児島	鹿屋	2014年 4月11日	2014年 10月7日	<p>○二以上事業所勤務者に係る健康保険料の確認の際に、健康保険料の入力を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料の差額分について増額調整しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、入力処理後の確認を他職員、管理職で行うことを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所 1名	未徴収	162
46	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	山口	山口	2014年 7月31日	2014年 8月6日	<p>○事業所から問合せがあり、移管先を管轄する年金事務所から特例納付保険料の納入告知書を送付すべきところ、誤って移管前の年金事務所が送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●取消処理を行い、管轄年金事務所へ事務引継ぎをしました。</p> <p>●担当部署において、特例納付保険料の納入告知書等の作成の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	—	0
47		入力誤り	兵庫	東灘	2014年 8月20日	2014年 9月22日	<p>○全喪事業所の元事業主から問合せがあり、保険料を調整するための入力を誤り、全喪事業所に納入告知書を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●徴収決定済額を取消しました。</p> <p>●担当部署において、徴収関係各種入力の際には、処理結果リストによるダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2014年 6月2日	2014年 6月5日	<p>○事業所名称変更届を処理した際に、口座振替による納付の確認が不十分となり納付書を送付し、金融機関へ口座引落としの停止依頼を行なかつたため、保険料が重複納付となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。</p> <p>●訂正処理を行い、過徴収となった保険料については、翌月分の保険料で調整することとしました。</p> <p>●担当部署において、事業所名称変更届を処理する際には、口座振替納付申出書の確認及び納付方法についての説明と金融機関へ口座振替の停止の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	5,276,210
49	滞納処分時の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2013年 12月18日	2014年 5月22日	<p>○差押債権の受入れ準備の際に、破産手続開始決定後に、差押を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が破産管財人にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●差押の取消しを行い、破産管財人に対して差押取消通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、差押の際には、破産等開始時期の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	33,832
50		入力誤り	熊本	熊本西	2003年 2月6日	2014年 8月27日	<p>○差押事業所一覧表を確認した際に、参加差押を執行したにもかかわらず、誤って差押の入力を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●差押入力の取消し、参加差押入力を行いました。未徴収延滞金の差額分の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、差押入力の際の確認、差押調書のコピーを決裁に添付することとしました。</p>	1事業所	未徴収	47,600
51	厚生年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	静岡	浜松東	2014年 9月17日	2014年 10月10日	<p>○歳入金月計突合の際に、日本銀行の歳入金額と徴収簿の金額が相違していたため、確認したところ、電子納付によるデータの収納処理が漏れていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●納付記録の登録処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、毎日の配信状況等について、複数人での確認をした上で課長が最終確認を行うこととしました。</p>	1事業所	—	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
52	国民年金被保険者 資格取得(喪失)・ 種別変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2014年 4月9日	2014年 6月17日	<p>○市役所で国民年金資格取得届を受付けた際に、市役所職員が誤って夫の基礎年金番号欄に妻の基礎年金番号を記載したことにより、書類不備で返戻となり保険料の前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことでの了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●市役所に対して、届の記載はできるだけお客様に記載していただくこと、届を年金事務所に回付する際の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	—	0
53		入力誤り	兵庫	西宮	1992年 4月28日	2014年 6月4日	<p>○お客様から特別催告状と国民年金保険料納付書の氏名(漢字)が相違しているとの問合せがあり、資格取得届の入力誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが了承は得られませんでした。お客様からその後連絡もなく、連絡が合った場合は対応することとしました。</p> <p>●氏名訂正の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得届の入力結果の確認については、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
54			島根	事務センター	2014年 10月15日	2014年 10月28日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出受理通知書の氏名(漢字)が誤っており、資格取得届の入力誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●氏名訂正の処理を行い、国民年金付加保険料納付申出受理通知書を再度送付しました。</p> <p>●担当部署において、資格取得届の入力結果の確認については、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するとともに、処理結果リストなどを添付して決裁を受けることとしました。</p>	1名	—	0
55		確認・決定誤り	栃木	栃木	2013年 9月9日	2013年 12月2日	<p>○年金事務所受付した「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を確認した際に、特定受給者については、不整合記録の訂正を行わない取扱いにもかかわらず、訂正していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●記録の修正と再裁定処理を行い、未払いとなっていた年金について支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当者の取扱いについて再確認しました。</p>	1名	未払い	14,706
56		福岡	東福岡	2013年 12月13日	2014年 8月18日	<p>○市役所から問合せがあり、国民年金第3号被保険者記録の訂正を誤ったことにより、国民年金保険料を還付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、離婚等により国民年金第1号被保険者への変更処理を行う場合は、必ず関係届や処理票を添付することを周知徹底しました。</p>	1名	誤還付	452,200	
57	入力誤り	千葉	船橋	1998年 2月9日	2013年 1月22日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者の記録を入力する際に、誤った資格取得年月日を入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●朝礼で、国民年金第3号種別変更処理を行う際は、配偶者記録の確認を徹底することを周知し、決裁においても重点チェックすることとしました。</p>	1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	国民年金任意加入 申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	兵庫	1996年 12月1日	2013年 1月10日	○事務センターから年金請求書の返戻があり、NTT共済年金の受給の確認漏れにより国民年金任意加入被保険者として加入させるべきところを、国民年金第1号被保険者として加入させ、保険料免除を承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びをし、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入の事務処理の際の資格記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
59			岐阜	岐阜南	2012年 1月16日	2014年 5月13日	○65歳未満資格喪失予定年月日到達者リストの確認の際に、国民年金高齢任意加入者の資格喪失予定年月日の設定を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収のお客様については、納付書を送付しました。	1名	未徴収	15,650
60			岐阜	岐阜南	2013年 7月24日	2014年 5月13日	●担当部署において、任意加入の事務処理の際の資格喪失予定年月日、合算対象期間の確認については、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,650
61			千葉	松戸	1999年 9月25日	2014年 10月1日	○お客様から問合せがあり、厚生年金加入期間と国民年金加入期間の同月取得喪失期間を誤って算入したため、国民年金高齢任意加入者の資格喪失予定年月日の設定を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入の事務処理の際の資格喪失予定年月日、合算対象期間の確認については、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
62			岐阜	多治見	2009年 9月2日	2014年 9月12日	○お客様から問合せがあり、船員保険の加入期間の特例の理解不足から合算対象期間を誤って算出し、資格喪失予定年月日の設定を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収のお客様については、保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入の事務処理の際の資格喪失予定年月日、合算対象期間の確認については、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	227,490
63			山口	下関	2011年 4月21日	2014年 11月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を確認したところ、婚姻期間の確認漏れにより合算対象期間を誤って算出したため、資格喪失予定年月日の設定を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収のお客様については、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入の事務処理の際の資格喪失予定年月日、合算対象期間の確認については、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	45,450
64			神奈川	相模原	1987年 4月24日	2013年 5月2日	○機構本部から年金額仮計算書の返戻があり、本来は国民年金の任意加入期間であるにもかかわらず、強制加入期間として保険料免除承認が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、返納方法申出書を受理しました。 ●担当部署において、免除承認時の資格確認を徹底することを周知しました。	1名	過払い	133,618

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
65	国民年金任意加入 申出書の誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	1977年 10月頃	2013年 3月22日	○他の年金事務所から連絡があり、市役所職員の理解不足から老齢給付受給期間満了者については、資格取得時に任意適用者とすべきところを誤って強制加入として適用し、免除承認を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、了解は得られませんでした。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届時の点検を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
66			兵庫	尼崎	2013年 7月12日	2013年 9月19日	○お客様から問合せがあり、海外転出後も国民年金第1号被保険者として継続して加入できると窓口で説明を受け、国民年金任意加入申出を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署の朝礼で、相談を受けた際には、お客様の要望等を確実に確認するよう周知しました。	1名	過徴収	137,160
67		入力誤り	岩手	一関	2005年 5月10日	2014年 5月14日	○任意加入被保険者の資格記録を確認した際に、任意加入の届出がされていないにもかかわらず任意加入被保険者への種別変更の入力処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、60歳以降に納付された保険料の取扱いを機構本部に協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書と入力結果の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
68			北海道	札幌東	2013年 3月26日	2013年 12月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出者の口座振替による納付の入力の際に、処理の順番を誤り、口座振替納付申出書を任意加入申出書の入力より先に入力したため、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書の審査時の点検及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
69	基礎年金番号の登録誤り	記録訂正誤り	兵庫	尼崎	1999年 9月9日	2013年 2月25日	○年金事務所から連絡があり、誤って氏名、性別、生年月日が同じ別人の基礎年金番号を住所が相違していたにもかかわらず統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録統合処理の際は、基礎年金番号重複取消の同一人判定基準に従って処理することを再度確認しました。	1名	—	0
70			茨城	水戸北	2012年 12月3日	2013年 3月12日	○ハローワークで受理された国民年金資格取得届を処理する際に、基礎年金番号の記載がなかったため、氏名、性別、生年月日が同じ別人の基礎年金番号により住所変更を行い国民年金の資格取得処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●記録訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号が不明な場合は、氏名・性別・生年月日・住所の4情報の確認を確実にすること等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
71			神奈川	川崎	2014年 6月30日	2014年 8月6日	○お客様から問合せがあり、重複付番一覧表の処理を行う際に、誤って別人の基礎年金番号を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録訂正処理を行いました。 ●担当部署の朝礼において、基礎年金番号の重複取消の際は加入期間等を慎重に確認することを徹底しました。	3名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
72	種別変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2014年 3月25日	2014年 4月9日	<p>○事務センター内の他グループから連絡があり、国外転出により任意加入申出と同時に口座振替納付申出書を受理したが、事務処理手順を誤り任意加入の処理の前に口座振替の処理を行ったため、口座振替ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、任意加入の入力時には、口座振替情報を必ず確認することを徹底しました。</p>	1名	—	0
73	性別変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2014年 7月23日	2014年 7月28日	<p>○事業所から問合せがあり、厚生年金保険に加入中の被保険者が区役所で性別変更届出を行い、区役所から回付された書類に基づいて処理されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、性別変更届の取扱いについて再徹底するとともに、性同一性障害にかかる事務についても注意喚起しました。</p>	1名	—	0
74	国民年金適用関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	千葉	船橋	2013年 7月4日	2014年 1月28日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料の納付書が届かないと連絡があり、後納不承認結果の処理及び不承認通知書の送付漏れとなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、認められなかったため改めてお詫びをし了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。</p>	1名	未徴収	29,720
75			東京	池袋	2008年 5月16日	2014年 1月30日	<p>○機構本部から国民年金・厚生年金再裁定報告書が返戻された際に、国民年金第3号被保険者の特例処理後の再裁定の進捗漏れとなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。</p>	1名	—	0
76			埼玉	所沢	2012年 9月6日	2014年 6月12日	<p>○年金事務所において保管書類の整理の際に、後納制度相談時に受理した国民年金資格取得届が処理漏れとなっていたことが判明しました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。</p>	1名	—	0
77			埼玉	所沢	2010年 6月24日	2014年 6月17日	<p>○年金事務所内の保管書類整理の際に、国民年金第3号被保険者資格取得届が処理漏れとなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料については、還付しました。</p> <p>●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。</p>	1名	過徴収	15,100

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2013年 5月23日	2014年 7月8日	<p>○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納しても受給している障害厚生年金の受給額は増えないとの説明が漏れていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●納付記録の訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、追納の申出を受付ける際は、課長補佐以上の者による内容確認をすること、また、法定免除の追納については、受給者原簿の確認とチェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
79		説明誤り	兵庫	尼崎	2012年 3月頃	2012年 7月25日	<p>○お客様から問合せがあり、追納保険料納付期限が10年以内との納付方法の説明を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●納付記録の訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付相談等の際には、記録を十分確認することを徹底しました。</p>	1名	—	0
80	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2013年 2月12日	2013年 5月2日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金氏名変更届を受理した際に、国民年金保険料口座振替納付申出書の提出の説明を失念したため、1年前納の口座振替による納付が出来なかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、氏名変更届を受理する際には、口座振替かどうかの確認と口座振替の場合は口座振替納付申出書を受理することを徹底しました。</p>	1名	—	0
81			岐阜	事務センター	2014年 3月24日	2014年 4月9日	<p>○未処理届書を確認していた際に、金融機関への確認等により3月中に入力が完了していない口座振替納付申出書が発見され、口座振替による2年前納の納付が出来なかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、処理状態ごとのBOX管理に変更し、毎週未処理の点検と入力締切り前にも点検を行うこととしました。</p>	1名	—	0
82			広島	事務センター	2014年 2月5日	2014年 4月23日	<p>○お客様から問合せがあり、誤って家族の基礎年金番号が記載された国民年金保険料口座振替納付申出書の提出があり処理不要の届としていたため、2年前納の口座振替による納付ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議しましたが認められなかったため、改めてお詫びを了了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、口座振替等の事務処理の際には、氏名、基礎年金番号等確認を確実にし、口座振替入力締切日を考慮して対応を行うことを徹底しました。</p>	1名	未払い	355,280
83			栃木	事務センター	2014年 2月21日	2014年 6月3日	<p>○市役所から連絡があり、海外転出による資格取得届と口座振替納付申出書を入力する際に、誤って口座振替納付申出書を資格取得届より先に入力したため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、口座振替納付申出書の入力の際は、入力順序を守ること、入力後の確認を確実にすることと周知しました。</p>	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
84	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	入力誤り	栃木	事務センター	2013年 12月9日	2014年 4月30日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理の際に、金融機関の支店コードの入力を誤っていたため、1年前納による口座振替による納付ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●納付記録の入力処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、口座振替納付申出書を入力する際の確認を確実に行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
85			奈良	事務センター	2014年 2月25日	2014年 5月26日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理の際に、氏名のフリガナの入力を誤っていたため口座名義人相違により、2年前納による口座振替による納付ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●納付記録追加処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、口座振替納付申出書を入力する際の確認を確実に行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
86	クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	2013年 4月30日	2013年 5月28日	<p>○国民年金保険料をクレジットカードにより納付していたお客様から問合せがあり、納付不能となった保険料について、再度立替依頼を行いました。クレジットカードを再開させる処理を漏らしたため、その後のクレジットカードによる納付ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●クレジット納付の再開処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、進捗管理を複数名で行うことを徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
87	国民年金保険料納付書の誤り	入力誤り	長崎	長崎南	2014年 2月21日	2014年 5月29日	<p>○お客様から問合せがあり、種別変更の入力の際に、平成25年度の納付書作成を行わないように入力していたため、平成26年度の納付書も発行されていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金事務所で納付書を作成する必要がある事務については、再度確認し、確実にを行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
88			宮城	石巻	2013年 5月15日	2014年 6月23日	<p>○お客様から納付書の再交付の依頼があった際に、誤って定額保険料のみの納付書を作成していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付書発行依頼があった際は、保険料種別などを複数名による確認を確実に行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
89			茨城	水戸南	2013年 5月30日	2014年 7月3日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料前納保険料納付書作成時に付加保険料を含まない納付書を作成していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付書作成チェックシートを作成し、処理結果のダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
90	国民年金保険料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	東京	池袋	2013年 4月25日	2013年 8月21日	<p>○保険料の収納確認の際に、国民年金保険料納付書の使用期限を誤った日付で作成していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●納付記録の訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付書の発行は、課長の確認を受けた後に行うこととしました。</p>	1名	—	0
91			神奈川	川崎	2014年 6月13日	2014年 10月8日	<p>○厚生労働省から連絡があり、国民年金保険料の納付書を簡易ツールで作成する際に、基礎年金番号を誤って登録していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●納付記録の訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、納付書を送付する前には、複数名による確認を確実にすることを徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
92			長野	小諸	2014年 6月27日	2014年 7月18日	<p>○事務センターから連絡があり、4分の3免除の該当者へ誤って半額免除の金額で納付書を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様と連絡が取れなかったため、訂正処理を行い、お詫びの文書と還付請求書を送付し了承を得ました。</p> <p>●還付請求書を受理しました。</p> <p>●担当部署において、免除該当者に納付書を作成する際の点検、処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	7,490
93	特別催告状の作成誤り	通知書等の作成誤り	福井	武生	2014年 1月17日	2014年 1月20日	<p>○お客様から問合せがあり、学生納付特例を承認されている方や保険料納付済の方に特別催告状を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しお詫びをし了承を得ました。</p> <p>●特別催告状を再度作成して送付しました。</p> <p>●担当部署において、特別催告状の送付時には納付と免除承認の再確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
94			兵庫	尼崎	2014年 10月6日	2014年 10月7日	<p>○特別催告状の内容をチェックした際に、前回送付した特別催告状から年金事務所の電話番号を誤って掲載していたことが判明しました。</p> <p>●訂正した特別催告状を作成し、お詫びの文書を添えて再度送付しました。</p> <p>●担当部署において、特別催告状の作成時のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。</p>	442名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
95	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	2008年 12月26日	2014年 1月23日	○お客様から問合せがあり、共済年金請求のため年金加入期間確認請求書を受理した際に、共済年金と国民年金の加入期間が重複していたため、資格記録を取消し保険料の還付処理をしましたが、年金請求時に確認したところ期間の重複はなく、誤って還付処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●納付書を送付しました。 ●担当部署において、共済記録については、資格画面だけではなく、加入期間確認通知書により確認等を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	11,100
96			岡山	事務センター	2011年 9月20日	2014年 7月29日	○他グループから連絡があり、特例納付が可能な期間がある場合は古いものから順次収納処理を行うところを誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書を送付しました。 ●担当部署において、収納記録、特例納付記録等の特殊記録がある場合には、記載内容の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	82,050
97			北海道	事務センター	2014年 5月1日	2014年 9月8日	○機構本部から連絡があり、重複して納付された保険料については、未納期間がある場合は未納期間に充当すべきところ、誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書を送付しました。 ●担当部署において、還付審査時の点検・確認事項について確認等を徹底するよう周知しました。また、還付事務について研修を行いました。	1名	誤還付	1,800
98		説明誤り	福岡	東福岡	2014年 8月15日	2014年 9月12日	○お客様から国民年金保険料の納付後に免除承認された保険料の還付時期について照会があった際に、誤った還付時期の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、お客様からの問合せについて説明を行う際は、事務処理のスケジュールの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
99	国民年金付加年金保険加入申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2010年 5月27日	2013年 2月19日	○国民年金基金等から問合せがあり、国民年金基金の加入者は、国民年金付加保険料を納付することができないが、国民年金基金加入の警告メッセージの確認を漏らし国民年金付加保険料納付申出を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付申出があった場合は、オンラインシステムにより国民年金基金の加入の有無を必ず確認するとともに、警告メッセージの確認を確実にを行うよう周知しました。	1名	過徴収	12,800
100			長野	小諸	2013年 5月1日	2014年 7月31日		1名	過徴収	13,590
101	国民年金付加保険料納付(辞退)申出書・該当(不該当)届の誤り	説明誤り	東京	新宿	2013年 6月10日	2014年 2月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料を納付期限までに納付されなかった場合の取扱いについての説明を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金法に基づく説明を適切に行うことを徹底しました。	1名	—	0
102		通知書等の作成誤り	東京	上野	2014年 3月19日	2014年 8月22日		○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料の申込みの際に、誤って定額保険料の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書等の作成時は、処理結果を確認することを徹底しました。	1名	—

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
103	国民年金保険料後納申込書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	2014年 1月7日	2014年 4月21日	<p>○お客様から問合せがあり、後納申込があった際、年金受給に必要な期間の確認を誤り、納付可能限度月を超えて納付していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納の承認事務は今まで課長決裁時のチェックのみであったため、今後は複数名での確認を確実にを行うことを徹底しました。 	1名	過徴収	162,690
104			茨城	土浦	2012年 9月13日	2014年 4月21日	<p>○お客様から問合せがあり、60歳以降に任意加入申出を行っていないため、後納ができないお客様に後納の承認を行ない、後納保険料を領収していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納の承認の際は、加入記録の確認を複数名で行うことを徹底しました。 	1名	過徴収	282,080
105		通知書等の作成誤り	山形	米沢	2014年 3月25日	2014年 4月4日	<p>○お客様から問合せがあり、後納期間の確認不足から国民年金後納保険料納付書の一部期間の作成漏れがあったことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、後納期間と作成した納付書の確認を複数名で行うことを徹底しました。 	1名	—	0
106	収納時の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2014年 4月15日	2014年 6月5日	<p>○収納担当職員から報告があり、65歳以降は定額保険料のみ収納すべきところ、誤って付加保険料を含めた金額で現金領収していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、領収書を訂正しました。 ●訂正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、確認等を徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	4,700
107			和歌山	和歌山東	2014年 6月24日	2014年 7月8日	<p>○収納担当職員が領収済通知の整理を行っていた際に、延滞金収納済にもかかわらず、誤って延滞金の納付書を送付し、お客様がその納付書で納付されていたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、領収書を訂正しました。 ●訂正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、納付書を送付する際は、収納記録を複数名で確認することを徹底しました。 	1名	過徴収	3,150
108	国民年金納付記録の登録誤り	記録訂正誤り	宮城	仙台北	2014年 4月4日	2014年 7月8日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金強制加入期間が任意加入期間として登録されていたため記録訂正処理を行った際、保険料納付記録を二重に訂正したために保険料の還付請求書が送付されていたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●納付記録を訂正し、納付記録の取消しを行いました。 ●担当部署において、記録の補正処理の注意点について周知しました。 	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
109	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2013年 10月3日	2014年 6月11日	○担当者が過誤納者整理票のチェックを行った際、免除承認期間中に世帯主の変更があり、それ以前の期間については4分の1免除を承認すべきところ、全期間について却下処分していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、了承を得ました。 ●免除承認記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署の朝礼で、免除申請書の審査後は別の職員が内容確認をすることを徹底しました。なお、同一世帯から提出された同種の届書は、整合性のチェックも合わせて行うよう周知しました。	1名	過払い	18,700
110			東京	青梅	1995年 1月24日	2014年 6月13日	○高齢年金請求の際に、記録を確認したところ、障害厚生年金3級の受給者に対し法定免除を処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録訂正処理を行いました。 ●担当部署において、障害厚生年金3級受給者は法定免除にならないことを周知しました。	1名	—	0
111		通知書等の作成誤り	宮城	事務センター	2014年 6月13日	2014年 6月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例に該当すると思われる被保険者へ申請のご案内を送付する際、誤って古い様式の申請用紙を送付していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの文書と新しい申請用紙を送付しました。 ●担当部署において、古い様式の申請書の破棄を行うとともに、通知書を作成する際は、様式を十分確認することを徹底しました。	235名	—	0
112	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	茨城	水戸北	2012年 4月17日	2012年 11月26日	○お客様から問合せがあり、担当部署が定まっていなかったことから国民年金付加保険料非該当に伴う事務処理が遅延していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1名	—	0
113			兵庫	兵庫	2013年 3月6日	2013年 5月8日	○お客様から、国民年金保険料免除申請書の取下げの申し出があったにもかかわらず、誤って免除承認の処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●免除記録の取消し処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1名	—	0
114			兵庫	尼崎	2012年 8月15日	2013年 5月20日	○お客様から問合せがあり、電話にて依頼した国民年金保険料追納申込書の送付が漏れていたため、追納申込みができなくなっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議しましたが、認められなかったため、改めて説明し了承を得ました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	1名	未徴収	134,240
115			福井	福井	2010年 7月18日	2013年 11月14日	○他の年金事務所において実施された内部監査指摘事項の再確認をしたところ、還付金未請求者への時効消滅前の再提出の勧奨が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者が還付請求権が時効消滅に該当していないお客様に、再度勧奨を行いました。	407名	—	0
116			福井	敦賀	2010年 7月18日	2013年 11月14日	●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。	124名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
117	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	東京	大田	2013年 4月4日	2013年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○受付進捗管理システムによる未完結書類を点検する際に、国民年金後納保険料納付書および承認通知書の送付が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●国民年金後納保険料納付書および承認通知書を渡しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1名	—	0
118			青森	八戸	2013年 10月21日	2013年 12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、自動的に出力されない国民年金付加保険料納付申出書にかかるクレジット納付の際の、納付書の作成が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1名	—	0
119			福井	福井	2013年 10月23日	2013年 12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の還付内容の確認をした際に、国民年金保険料免除理由該当届の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失申出書・種別変更届及び免除理由該当・消滅届の処理を行い、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1名	過徴収	91,280
120			大阪	堺西	2014年 1月27日	2014年 6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書を受理した際に、管轄の年金事務所へ回送するところ、誤って事務センターへ送付したため、国民年金付加保険料納付書が送付漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、他の年金事務所に回送するものは付箋を付けることとしました。また、事務センターへの送付書類については、相互チェックを強化しました。 	1名	—	0
121			大阪	玉出	2012年 8月6日	2013年 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック本部から照会があり、賞与支払届に係る確認作業を行った際に、事務センターから回付された書類の中に国民年金届書回付票と国民年金保険料学生納付特例申請書が見つかり、処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの説明をするために連絡をしましたが、不在のため文書を送付しました。 ●入力処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1名	—	0
122	大阪	玉出	2013年 7月26日	2013年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所から連絡があり、受付進捗管理システムに登録し、区役所へ回付処理をした国民年金保険料免除・納付猶予申請書の紛失が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1名	—	0		
123	福島	東北福島	2013年 10月7日	2013年 12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、遺族共済年金の相談の際に受付した国民年金保険料免除・納付猶予申請書の紛失が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●免除の承認処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知しました。 	1名	—	0		

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
124	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	1991年 7月20日	2013年 7月23日	<p>○妻が遺族年金を請求する際に記録を確認したところ、死亡した夫が共済組合と厚生年金保険に加入し旧法退職共済年金を受給していることから、旧法厚生年金保険の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢厚生年金を裁定していたことが判明しました。またそのことにより、妻の老齢基礎年金に対して、本来加算できない振替加算が支払われていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、老齢年金が正しく支払われたことを確認しました。また、振替加算の返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。</p>	2名	その他	4,396,892
125			鹿児島	鹿児島北	1995年 4月20日	2014年 5月9日	<p>○事務センターから連絡があり、遺族年金請求者が共済組合と国民年金に加入し旧法退職共済年金を受給していることから、旧法国民年金の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。</p>	1名	未払い	256,780
126			徳島	徳島北	1993年 11月11日	2014年 8月27日	<p>○年金相談時に、退職一時金が決定されていた共済組合期間を老齢基礎年金の対象期間として誤って算入していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認や共済組合期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	606,753
127			大阪	東大阪	2002年 8月13日	2014年 3月17日	<p>●担当部署において、年金記録の確認や共済組合期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	507,999
128			宮崎	延岡	1993年 6月頃	2013年 10月11日	<p>○機構本部又は事務センターからの連絡により、合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	876,058
129			静岡	沼津	1986年 9月18日	2013年 10月7日	<p>●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	596,674
130			新潟	新潟西	1986年 2月20日	2013年 3月15日		1名	未払い	65,957
131			東京	世田谷	2014年 5月29日	2014年 7月2日	<p>○年金相談時に、合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	89,100
132			東京	事務センター	2014年 6月19日	2014年 8月13日	<p>○年金事務所から老齢年金請求書に添付された書類の写しの送付依頼があり、担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	9,225

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
133	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	1990年 5月1日	2013年 10月7日	○遺族年金請求時に、死亡した配偶者の合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。またそのことにより、本来、請求者の老齢厚生年金に加算すべき配偶者加給金について支給停止となっていた期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	281,222
134			鹿児島	鹿児島南	1990年 11月24日	2014年 5月7日	○機構本部から連絡があり、死亡した受給者について、合算対象期間の確認不足により、受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取消を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
135			和歌山	事務センター	2014年 3月28日	2014年 6月6日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りや受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。	1名	過払い	94,283
136			千葉	千葉	1987年 10月1日	2013年 8月20日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	76,000
137			神奈川	川崎	1981年 8月12日	2014年 2月7日	●担当部署において、年金記録の確認や通算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	73,523
138			群馬	前橋	1993年 2月10日	2013年 7月24日	○機構本部から連絡があり、旧厚生年金保険の通算老齢年金の受給権発生日の確認不足により、旧国民年金の通算老齢年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、通算老齢年金の受給要件の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	84,798
139			大阪	淀川	1989年 1月頃	2012年 2月23日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認の必要性を説明し、特に任意加入対象期間について注意するよう周知徹底しました。	1名	過払い	1,740,000
140			大阪	吹田	1993年 11月1日	2013年 4月12日		1名	過払い	236,643
141			大阪	淀川	2001年 10月21日	2014年 2月13日		1名	過払い	182,000
142			愛媛	松山西	2000年 12月21日	2014年 7月14日		1名	過払い	170,821
143			福島	平	1986年 8月9日	2013年 12月10日		1名	過払い	83,027
144			高知	高知西	2005年 2月17日	2013年 9月18日		1名	過払い	59,191
145			愛媛	松山西	2000年 12月7日	2014年 7月14日		1名	過払い	51,953
146			愛知	豊川	1996年 8月21日	2014年 6月26日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
147	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	1994年 4月14日	2014年 6月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給に必要な期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●担当部署において、受給要件や受給権発生年月日について周知するとともに研修を行いました。	1名	—	0		
148			京都	京都南	1995年 1月12日	2013年 12月6日	○機構本部又は事務センターからの連絡により、老齢年金の受給に必要な期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	1名	未払い	201,433		
149			宮崎	延岡	1993年 12月頃	2013年 10月29日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	81,775		
150			東京	青梅	2012年 11月26日	2014年 2月28日	●担当部署において、受給要件や受給権発生年月日について周知するとともに研修を行いました。	1名	未払い	422,950		
151		説明誤り	奈良	奈良	2005年 2月16日	2013年 6月14日	○老齢年金請求の際に、過去の年金相談時の合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金請求書を受理しました。 ●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0		
152	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1988年 3月頃	2014年 3月11日	○年金事務所において、複数の年金記録の統合処理を行う際に確認したところ、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正及び返納の処理を行いました。過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	その他	4,614,628		
153			愛知	大曽根	1992年 7月23日	2014年 7月29日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	1名	過払い	696,965		
154			高知	高知西	1982年 10月7日	2014年 4月4日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納処理を行いました。過徴収のあるお客様については還付処理を行いました。	1名	過払い	335,273		
155			宮城	仙台北	1983年 1月20日	2013年 3月1日	●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	233,435		
156			宮崎	宮崎	1986年 9月22日	2012年 7月25日		1名	過徴収	141,337		
157			鹿児島	川内	1989年 2月8日	2013年 4月19日		1名	過払い	128,317		
158			大阪	淀川	1999年 5月13日	2013年 6月4日		1名	過徴収	36,498		
159			北海道	砂川	2007年 3月22日	2014年 7月22日		1名	過徴収	73,845		
160			大阪	天王寺	1999年 9月22日	2013年 7月29日		1名	過徴収	62,872		
161			兵庫	兵庫	1998年 4月22日	2013年 2月18日		1名	過払い	33,506		
162			東京	千代田	1990年 2月頃	2014年 3月28日		1名	過徴収	22,740		
163			東京	大田	1988年 2月14日	2014年 6月6日		1名	過徴収	11,440		
164			茨城	土浦	1999年 4月8日	2012年 7月3日		1名	過払い	4,077		
165					東京	港	2011年 6月30日	2014年 8月19日	○事務センターから連絡があり、老齢年金及び遺族年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いとなった年金については返納処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	2名	その他	299,151

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
166	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	1993年 4月2日	2013年 7月2日	○機構本部や事務センターからの連絡又はお客様からの問合せにより、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤り等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,627,958	
167			北海道	砂川	1991年 9月12日	2014年 3月3日		1名	過払い	2,484,633	
168			東京	千代田	2003年 12月頃	2014年 6月24日		1名	未払い	357,407	
169			大分	大分	2000年 3月9日	2013年 7月2日		1名	未払い	16,240	
170			東京	八王子	2008年 5月26日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,148	
171			北海道	留萌	2003年 4月24日	2014年 10月20日		1名	過払い	8,106	
172			千葉	幕張	2004年 12月9日	2012年 11月28日		1名	過払い	1,174,210	
173			埼玉	川越	1980年 7月1日	2013年 3月11日		1名	未払い	568,100	
174			東京	世田谷	2007年 11月15日	2014年 4月24日		1名	未払い	2,890	
175			確認・決定誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北		1998年 5月30日	2010年 6月30日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解が得られませんでした。記録を訂正し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名
176	北海道	留萌			1987年 1月頃	2011年 3月29日	○事務センターから連絡があり、共済組合へ移管された厚生年金被保険者期間について、機構における移管処理がされないまま老齢厚生年金として決定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い		380,068
177	福岡	久留米			2003年 3月13日	2014年 10月7日	1名	過払い	73,150		
178	大阪	大手前			2014年 4月23日	2014年 6月19日	1名	—	0		
179	岩手	盛岡			1998年 12月3日	2013年 10月8日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いについての知識不足により、本来、旧三共済の厚生年金保険への統合日を特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日として決定すべきところ、その受給要件を満たしていないと判断し、繰上げ請求による老齢基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い		77,002
180	千葉	事務センター	2008年 10月30日	2014年 1月23日	○年金事務所から連絡があり、特別支給の老齢厚生年金を65歳以前にさかのぼって請求した旧三共済組合期間を有する者について、裁定後の確認不足により、65歳裁定処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定に伴い必要な処理票の作成や進達について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	149,861			

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
181	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	山形	寒河江	2001年 5月25日	2014年 3月6日	○事務センターから連絡があり、繰上げ請求を伴う老齢基礎年金裁定時において、国民年金保険料の納付記録の収録処理が完了しないうちに裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の納付状況の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,117
182			山形	寒河江	1998年 6月25日	2014年 4月25日	○遺族年金請求時に、請求者自身の第3号被保険者期間が不整合のまま老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,675
183			兵庫	尼崎	1998年 2月14日	2013年 5月21日	○お客様からの問合せにより、老齢年金の裁定スケジュールの確認不足から、希望していた繰下げ請求の手続きについて案内を漏らし、老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げに係る取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	9,000
184	老齢基礎・老齢厚生年金繰上請求に係る誤裁定について		京都	京都南	2013年 4月22日	2013年 8月14日	○お客様からの問合せにより、再提出された繰上げ請求書の受付年月日の訂正漏れから、老齢基礎年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げに係る取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	714,674
185			東京	港	2011年 4月11日	2013年 4月9日	○機構本部からの連絡により、共済組合への繰上げ請求年月日の確認不足から、本来、共済年金の受付日と同日にすべき老齢基礎年金の受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いを周知し受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	26,405
186			北海道	事務センター	2014年 4月15日	2014年 10月10日	○市役所から連絡があり、老齢年金の請求書を市役所で受け付けた際に、請求者が繰下げを希望していたにもかかわらず、繰下げ請求書の案内を漏らしたために老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明するとともに、市役所からの報告をもとにブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。協議結果を受け、繰下げ請求書を受付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●市役所より、再発防止策等の報告がありました。	1名	未払い	37,900
187			和歌山	和歌山西	2013年 10月23日	2013年 12月4日	○お客様からの問合せにより、老齢年金の請求書を受け付けた際に、請求者が繰下げを希望していたにもかかわらず、繰下げ請求書の案内が漏れたために老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰下げ請求書を受付しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求書の提出漏れがないよう確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	895,602
188			京都	京都西	2014年 3月18日	2014年 6月16日	○お客様からの問合せにより、老齢年金の請求書を受け付けた際に、請求者が繰下げを希望していたにもかかわらず、繰下げ請求書の案内が漏れたために老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰下げ請求書を受付しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求書の提出漏れがないよう確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	590,447

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
189	老齢基礎・老齢厚生年金繰上請求に係る誤裁定について	確認・決定誤り	奈良	大和高田	2013年 1月4日	2013年 6月11日	○お客様からの問合せにより、請求者が70歳到達時点での繰下げを希望していたにもかかわらず、繰下げ請求手続きの案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。繰下げ請求書を受付し、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求時期について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	179,750
190		説明誤り	福岡	東福岡	2013年 11月20日	2014年 4月18日	○お客様からの問合せにより、委託社会保険労務士が、請求者が繰上げを希望していたにもかかわらず、繰上げ請求書の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰上げ請求書を受付しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
191	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	沖縄	平良	1997年 6月18日	2012年 10月22日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、遺族厚生年金及び遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	122,166
192			大阪	貝塚	1995年 6月1日	2014年 6月12日	○機構本部や事務センターからの連絡により、共済組合への短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。	1名	過払い	428,141
193			鹿児島	鹿屋	1981年 11月5日	2013年 11月22日	●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	2,216,000
194			新潟	事務センター	2014年 3月2日	2014年 5月29日	○担当部署において再裁定処理の際に受給者の年金記録を確認したところ、遺族厚生年金決定時に、受給要件の確認不足により金額的に不利となる条文を適用し、裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の裁定の際に、短期長期要件に該当する場合は両要件による試算を行うなど、遺族年金の受給要件の確認を周知徹底しました。	1名	未払い	30,449
195			富山	事務センター	2014年 4月14日	2014年 9月24日	○年金事務所から連絡があり、遺族厚生年金裁定時において、死亡者が受けていた旧三共済の退職年金の受給者原簿の確認不足により入力方法を誤り、裁定が保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済の退職年金受給者の死亡による遺族年金を審査する際の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	520,749
196			静岡	三島	1995年 1月26日	2013年 11月25日	○遺族年金請求時に、老齢年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,597,128

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
197	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2001年 6月14日	2014年 1月31日	○機構本部から連絡があり、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,326,439	
198			宮崎	宮崎	1982年 12月29日	2014年 6月27日	○機構本部から連絡があり、旧船員保険老齢年金及び遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	788,333	
199			長崎	佐世保	1989年 10月14日	2014年 7月31日	○機構本部や事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,537,150	
200			香川	高松西	2000年 9月7日	2013年 8月6日		1名	未払い	1,309,034	
201			岩手	二戸	2006年 9月21日	2013年 3月22日		1名	未払い	927,200	
202			広島	福山	1995年 8月25日	2014年 6月9日		1名	未払い	906,633	
203			愛知	大曾根	1992年 4月9日	2014年 4月30日		1名	未払い	717,756	
204			埼玉	浦和	1997年 6月26日	2014年 2月26日		1名	未払い	310,192	
205			茨城	日立	2001年 8月16日	2014年 9月22日		1名	未払い	285,343	
206			福岡	小倉北	2006年 6月1日	2014年 5月21日		1名	未払い	201,000	
207			鹿児島	奄美大島	2008年 4月7日	2014年 6月11日		1名	未払い	85,137	
208			入力誤り	長崎	佐世保	1999年 5月26日		2014年 8月11日	1名	未払い	407,000

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
209	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	明石	1999年 8月19日	2013年 11月15日	○機構本部から連絡があり、同一傷病で二つの障害年金を決定していた誤りが判明しました。 ●老齢年金を受け取っていたため、障害年金は支給停止となっていたことから金額に影響はなかったものの、担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時や審査時に、お客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
210			大分	事務センター	2014年 7月23日	2014年 9月11日	○お客様から審査請求があり確認したところ、2つの傷病により併合認定を行い障害年金を決定すべきところ、1つの傷病のみで審査を行い、障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、傷病名や添付書類の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	226,666
211			宮城	事務センター	2014年 1月9日	2014年 2月17日	○機構本部から連絡があり、障害年金決定時における障害等級の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
212			愛知	事務センター	2010年 1月8日	2013年 9月5日	○お客様からの問合せにより、区役所で障害年金請求書を受付する際に、2種類の診断書の添付が必要なお客様に対し1種類の診断書のみを提出するよう案内し、障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●区役所より、再発防止等の報告がありました。担当部署においても、審査時に疑義が生じた場合は確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	917,004
213		説明誤り	東京	板橋	2014年 9月5日	2014年 10月24日	○障害年金請求時に確認したところ、相談の際の年金記録の確認不足等により、納付要件を満たしていないにもかかわらず、障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
214			神奈川	港北	2014年 5月14日	2014年 8月21日		1名	—	0
215			東京	武蔵野	2014年 3月16日	2014年 3月28日		1名	—	0
216			兵庫	須磨	2012年 11月27日	2013年 1月23日		○お客様から障害基礎年金の審査の進捗状況について問合せがあり回答した際に、初診日が20歳前の障害基礎年金は労働者災害補償保険法による給付を受けている場合に支給停止となることを説明せずに請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解を得られませんでした。障害基礎年金は決定しましたが、お客様との連絡がとれず、所得証明や労働者災害補償保険法による給付額の証明の提出を拒否され、文書を送付しても回答がないため、障害基礎年金は全額支給停止としています。お客様から連絡があれば対応することとしています。 ●担当部署において、障害基礎年金と労働者災害補償保険法による給付との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	—

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
217	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	富山	事務センター	2013年 9月3日	2014年 8月11日	○担当部署において、前年の障害年金の所得調査時の書類を確認したところ、所得制限により一部支給停止とすべきところ、全額支給停止として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	388,966
218			福島	事務センター	2014年 5月9日	2014年 6月23日	○お客様からの問合せにより、本来、同時に機構本部に進達すべき所得状況届、支給停止事由該当届及び支給停止事由消滅届のうち、確認不足により所得状況届のみを事務センターで処理したため、支給停止期間等を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査及び入力時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,436,772
219			滋賀	事務センター	2014年 9月8日	2014年 9月26日	○お客様からの問合せ又は担当者の点検により、障害年金の所得状況届をOCR(光学式文字読取装置)で入力した際に読み取りエラーとなり、補正処理が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、他の事例がないか点検するとともに、入力後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,000
220			千葉	事務センター	2014年 9月9日	2014年 10月20日	○お客様からの問合せ又は担当者の点検により、障害年金の所得状況届をOCR(光学式文字読取装置)で入力した際に読み取りエラーとなり、補正処理が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、他の事例がないか点検するとともに、入力後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,800
221			福島	事務センター	2011年 8月30日	2014年 10月21日	○担当部署における点検により、障害年金の認定審査を行った後に機構本部へ進達する障害等級変更対象者の抽出を漏らし、必要な処理票が進達されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、審査後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	636,366
222	未支給年金の受給要件の誤り	確認・決定誤り	東京	江東	2014年 6月25日	2014年 8月11日	○お客様からの問合せにより、基礎年金番号の不明な受給者の未支給年金請求書を受け付けた際、住所履歴等の確認不足から、同姓同名の別人の基礎年金番号を記載させ、処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、正しい未支給年金の支払が完了したことを確認しました。未払いとなったお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、基礎年金番号が不明な場合の本人の特定においては、住所、氏名、生年月日、性別等の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	203,250
223			熊本	八代	2014年 8月28日	2014年 10月17日		1名	未払い	128,800
224		説明誤り	岐阜	岐阜南	2014年 8月9日	2014年 10月6日	○機構本部から連絡があり、未支給年金を請求できない続柄のお客様に対して、請求書を案内し、受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解が得られませんでした。請求書をお客様に返戻しました。 ●担当部署において、未支給年金を請求できる親族であるかの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
225	年金分割に係る誤り	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2014年 8月21日	2014年 9月9日	○お客様からの問合せにより、婚姻期間等の確認不足から、合意分割を希望していたにもかかわらず、3号分割による標準報酬改定請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、合意分割による標準報酬改定請求書をあらためて受付し、訂正を行いました。 ●担当部署において、年金分割の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
226	加給年金の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	1988年 11月頃	2013年 8月30日	○年金相談時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、加給年金の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	5,893,296
227			大阪	事務センター	2013年 2月28日	2013年 4月26日	○事務センターから連絡があり、年金の再裁定時に年金記録の確認が不足したために、加給年金額加算開始事由該当届の案内を行わなかったことから、加給年金額の加算及び振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、届出を案内しました。届書の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	未払い	3,091,900
228			栃木	栃木	2002年 9月5日	2014年 8月7日	○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,069,021
229			東京	江東	1992年 8月20日	2013年 3月19日		1名	未払い	3,351,380
230			鹿児島	川内	1992年 7月30日	2013年 10月30日		1名	未払い	838,175
231			東京	大田	1988年 2月3日	2014年 6月25日		1名	未払い	814,233
232			千葉	幕張	1988年 12月31日	2014年 2月4日		1名	未払い	778,977
233			埼玉	所沢	2002年 11月21日	2014年 7月7日		1名	未払い	463,972
234			岩手	宮古	1980年 8月7日	2012年 12月13日		1名	過払い	453,577
235			富山	富山	1992年 8月27日	2014年 2月13日		1名	未払い	376,338
236			東京	江東	1993年 5月20日	2013年 10月22日		1名	未払い	348,100
237			東京	江戸川	1995年 3月31日	2013年 7月29日		1名	未払い	309,183
238			東京	江東	1991年 3月22日	2013年 2月26日		1名	未払い	210,952
239			千葉	市川	1993年 5月20日	2014年 8月8日		1名	未払い	209,100
240			群馬	前橋	1993年 6月20日	2014年 7月30日		1名	未払い	199,901
241			東京	墨田	1995年 8月17日	2014年 7月29日		1名	未払い	180,531
242			岡山	岡山西	1996年 1月25日	2014年 3月10日		1名	未払い	172,868
243			群馬	前橋	1992年 12月10日	2014年 10月7日		1名	未払い	158,242
244			東京	青梅	1997年 12月頃	2013年 12月27日	1名	未払い	21,608	
245			静岡	島田	1994年 12月15日	2014年 8月6日	1名	未払い	17,950	

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
246	加給年金の誤り	確認・決定誤り	香川	事務センター	2009年 2月26日	2014年 7月30日	○年金相談時又は機構本部からの連絡により、年金の裁定時や再裁定時に年金記録の確認が不足したために、加給年金額加算開始事由該当届の案内を行わなかったことから、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、届書を案内しました。届書の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,574,706
247			大阪	貝塚	2006年 2月18日	2013年 5月28日		1名	未払い	759,108
248			長崎	長崎南	1997年 6月12日	2013年 6月6日		1名	未払い	1,706,765
249	振替加算の誤り	確認・決定誤り	群馬	渋川	1992年 9月17日	2014年 9月16日	○機構本部から連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。 ○事務センターから連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,851,600
250			福岡	博多	1993年 8月26日	2014年 9月8日		1名	未払い	3,003,831
251			静岡	三島	1991年 10月1日	2014年 8月22日		1名	未払い	5,191,926
252			栃木	栃木	1988年 10月13日	2014年 8月8日		1名	未払い	5,188,584
253			東京	葛飾	1992年 5月28日	2014年 8月8日		1名	未払い	4,749,870
254			群馬	太田	1994年 9月1日	2014年 9月1日		1名	未払い	4,213,181
255			栃木	栃木	1990年 8月23日	2014年 8月8日		1名	未払い	4,093,740
256			栃木	栃木	1988年 11月5日	2013年 11月28日		1名	未払い	3,769,320
257			大分	大分	1995年 4月1日	2014年 9月9日		1名	未払い	4,093,434
258			山口	下関	1995年 2月9日	2014年 7月14日		1名	未払い	2,241,983
259	北海道	札幌西	2007年 8月10日	2014年 9月19日	1名	未払い	866,117			
260	和歌山	和歌山東	2014年 3月31日	2014年 7月2日	1名	過払い	22,974			
261	東京	葛飾	1996年 12月19日	2014年 8月8日	1名	未払い	2,143,796			
262	静岡	三島	2002年 8月14日	2014年 2月20日	1名	未払い	1,688,527			
263	愛媛	松山西	1992年 3月12日	2014年 7月10日	1名	過払い	948,873			
264	東京	港	1994年 12月15日	2014年 7月22日	1名	過払い	948,870			
265	北海道	札幌西	1992年 12月20日	2013年 5月30日	1名	過払い	431,675			
266	神奈川	相模原	2003年 2月20日	2013年 8月5日	1名	—	0			
267	東京	江戸川	1998年 9月10日	2014年 4月21日	1名	過払い	15,583			

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
268	振替加算の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2000年 11月16日	2014年 3月7日	<p>○機構本部からの連絡又は遺族年金審査時の年金記録の確認により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。</p>	1名	過払い	802,349
269			茨城	事務センター	2002年 2月21日	2014年 8月15日		1名	未払い	1,421,391
270			東京	品川	1998年 1月31日	2013年 8月28日		1名	過払い	2,790,100
271			長崎	佐世保	2009年 1月29日	2010年 1月12日		2名	—	0
272	子に対する加算の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 1月29日	2014年 5月15日	<p>○お客様からの問合せにより、児童扶養手当調書等の確認不足のため、障害年金の子に対する加算誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	74,399
273	死亡一時金に係る誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2010年 8月12日	2011年 6月9日	<p>○担当部署における点検により、死亡一時金の重複支払が判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納に係る訂正処理を確認しました。</p> <p>●担当部署において、死亡一時金の支払記録について確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	170,000
274			神奈川	平塚	2010年 7月18日	2013年 8月22日		1名	未払い	19,743

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
275	年金選択の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2013年 6月25日	2013年 11月18日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、厚生年金基金から支給される代行部分や健康保険の傷病手当金、遺族厚生年金の寡婦加算等の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,493
276			奈良	奈良	2012年 6月6日	2012年 11月6日		1名	未払い	3,166
277			岐阜	多治見	2013年 5月28日	2013年 10月21日		1名	過払い	14,641
278			大阪	福島	2013年 5月27日	2013年 9月5日		1名	—	0
279			群馬	渋川	2014年 3月24日	2014年 6月27日		1名	未払い	41,073
280		徳島	徳島南	2001年 10月1日	2014年 4月9日	1名	未払い	4,854,273		
281		説明誤り	奈良	奈良	2013年 7月11日	2013年 10月10日	1名	—	0	
282			熊本	熊本西	2014年 5月21日	2014年 10月2日	1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
283	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (業務渉外部)	2014年 7月23日	2014年 11月19日	○お客様からの問合せにより、死亡者の妻と子が受け取っている遺族年金の現況届の入力を行うところ、提出された居住証明書を子のみの生存・所在確認書類と判断し、妻の現況届を入力していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	345,516
284			埼玉	事務センター	2013年 6月12日	2014年 10月29日	○機構本部からの連絡により確認したところ、老齢年金請求時に添付された雇用保険被保険者証の確認不足により、別人の雇用保険被保険者番号を登録したために、雇用保険との調整による支給停止が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時及び審査時の添付書類の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	53,133
285			本部	機構本部 (業務渉外部)	2014年 9月18日	2014年 10月3日	○地方税滞納整理機構からの差押により、年金支払額の調整を行う際、差押通知書の取立金額等の確認不足により、お客様への過徴収と地方税滞納整理機構への過配当が判明しました。 ●担当者がお客様に対してお詫びの上説明し、訂正しました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当者が地方税滞納整理機構に対してお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時、入力時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	64,000
286			福島	事務センター	2014年 7月3日	2014年 8月5日	○機構本部から連絡があり、戸籍等の死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
287			埼玉	事務センター	2014年 5月26日	2014年 6月24日	○機構本部から連絡があり確認したところ、老齢年金裁定時の入力方法の確認不足により、時効特例に該当しないにもかかわらず誤った時効区分を入力し、年金を支払っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	250,247
288			茨城	事務センター	2014年 2月7日	2014年 3月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金をさかのぼって請求したことにより発生した加給年金額の過払いについて、裁定スケジュールの確認不足から請求書の入力方法を誤り、お客様の希望どおりの分割した返納となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、希望どおりではないが一括返納について了承を得ました。 ●担当部署において、裁定スケジュールなどの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	33,511

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
289	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	千葉	市川	1990年 2月20日	2014年 8月26日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、被保険者種別や資格喪失月の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	過払い	1,421,205	
290			山口	萩	1987年 11月20日	2014年 8月6日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	2,278,651	
291			鹿児島	鹿児島南	1986年 9月25日	2014年 5月20日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	37,324	
292			長崎	事務センター	1986年 8月20日	2014年 1月24日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	179,018	
293			愛知	瀬戸	1984年 11月9日	2014年 5月14日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	30,366	
294			東京	江戸川	2002年 6月4日	2013年 6月4日	○事務センターから連絡があり、確認不足により年金記録の統合処理や重複期間を補正処理を行うことなく、年金再裁定処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,178,277	
295			鹿児島	鹿児島南	2009年 3月12日	2014年 2月25日	○事務センターから連絡があり、確認不足により年金記録の統合処理や重複期間を補正処理を行うことなく、年金再裁定処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	640,135	
296			説明誤り	石川	金沢北	2014年 8月7日	2014年 9月11日	○お客様から問合せがあり、年金見込額計算方法の誤りなどにより、年金の支払見込額や時効特例給付に係る説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額計算方法や時効特例給付の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
297				愛知	半田	2013年 3月28日	2013年 9月11日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、受給権者原簿記録等の確認不足により、年金の支払時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行ったが、理解を得られませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
298				島根	出雲	2014年 9月29日	2014年 10月8日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、受給権者原簿記録等の確認不足により、年金の支払時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行ったが、理解を得られませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
299	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	神奈川	小田原	2014年 3月5日	2014年 7月9日	○お客様からの問合せや担当部署における点検により、老齢年金請求書や障害年金請求書、源泉徴収票再交付申請書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	360,850	
300			大分	佐伯	2014年 2月6日	2014年 3月13日		2名	—	0	
301			福岡	久留米	2014年 4月30日	2014年 5月30日		5名	—	0	
302		未処理・処理遅延	東京	世田谷	2014年 3月12日	2014年 9月5日	○担当部署における未処理書類の点検や内部監査により、障害年金の額改定報告書、加給年金額加算開始事由該当届及び未支給年金請求書等の進達漏れや、再裁定申出書の勧奨漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、進達等を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	96,833	
303			本部	機構本部 (支払部)	2014年 4月18日	2014年 6月5日		1名	未払い	76,350	
304			島根	浜田	2011年 2月7日	2014年 3月10日		1名	未払い	6,900	
305			岩手	事務センター	2008年 8月21日	2014年 2月13日		1名	未払い	150,267	
306			神奈川	横浜中	2013年 4月5日	2014年 10月29日		1名	未払い	682,700	
307			広島	広島東	2009年 12月10日	2014年 3月6日		1名	未払い	503,132	
308			茨城	水戸北	1996年 7月4日	2013年 12月12日		○機構本部や事務センター、他の年金事務所からの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届や年金受給選択申出書、再裁定処理票の進達漏れが判明しました。	1名	未払い	2,091,261
309			東京	世田谷	2002年 12月6日	2013年 7月2日		●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し進達を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	1,138,549
310			山形	鶴岡	2004年 8月3日	2013年 6月27日		●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	223,765
311			三重	事務センター	2014年 1月9日	2014年 9月2日		●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,234
312			東京	荒川	2007年 2月1日	2014年 1月24日		○機構本部から連絡があり、返納方法の確認のため、お客様に返戻していた加給年金額支給停止事由該当届及び返納方法申出書について再提出を督促しなかったことにより、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、返納について理解が得られませんでした。電話や文書で説明したもののお客様からの連絡がなかったため、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	483,256
313			東京	葛飾	2003年 10月16日	2013年 12月3日		○年金相談時やお客様からの問合せにより、障害状態確認届、支払機関変更届及び再裁定申出書の処理漏れや、障害年金決定に必要なお客様への照会を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理等を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,019
314			大阪	市岡	2014年 7月頃	2014年 9月30日			1名	未払い	484,480
315	大阪	難波	2014年 2月19日	2014年 4月21日	1名	未払い	350,107				
316	北海道	苫小牧	2014年 5月2日	2014年 6月13日	1名	未払い	128,800				

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
317	年金給付関係書類の処理漏れ	受理後の書類管理誤り	大阪	豊中	2012年 11月2日	2014年 7月8日	○ブロック本部から連絡があり担当部署において確認したところ、受付した再裁定申出書と返納方法申出書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、申出書等を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
318			東京	事務センター	2014年 2月18日	2014年 4月16日	○年金事務所から連絡があり、受付した住所変更申出書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、申出書等を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
319			埼玉	事務センター	2014年 9月29日	2014年 9月30日	○担当部署における点検により、障害状態確認届に添付された診断書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様の同意のもと、医療機関より診断書を取り寄せ処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
320	年金関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	茨城	水戸北	2014年 8月6日	2014年 9月10日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人記録による年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、書類の交付時の確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
321			兵庫	兵庫	2014年 9月13日	2014年 9月16日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人記録による年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
322			香川	高松東	2014年 7月28日	2014年 7月28日	○お客様からの問合せにより、脱退一時金の送金確認のためにお客様あてに送付したペイメントオーダー(送金先金融機関等が記載された送金指示書)について、送金番号の確認不足から、別人のペイメントオーダーを送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書と正しいペイメントオーダーを送付しました。 ●誤って送付したペイメントオーダーに記載されていたお客様に対して、お詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、書類の送付時の確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
323			本部	機構本部 (業務渉外部)	2011年 8月26日	2011年 11月15日	○年金相談時に、年金記録の確認不足により、既に決定済みであるにもかかわらず、死亡者の老齢年金や未支給年金の請求を案内し、受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、請求書等を返しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
325	年金の振込先金融機関に係る誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2014年 5月23日	2014年 8月29日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡により、年金の振込先の金融機関コードや口座番号の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	394,876
326			北海道	旭川	2014年 8月13日	2014年 11月4日		1名	未払い	237,016
327			奈良	事務センター	2014年 6月9日	2014年 8月11日		1名	未払い	73,838
328			入力誤り	高知	南国	2010年 5月27日		2014年 10月15日	1名	未払い
329		茨城		事務センター	2014年 8月26日	2014年 10月20日		1名	未払い	299,432
330	住所変更処理の誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2014年 8月7日	2014年 8月18日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時に住所の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、審査時及び入力時に住所の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
331	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	宮城	古川	2010年 10月7日	2013年 6月24日	○事務センターからの連絡又は年金記録調査時や再裁定時の記録確認により、別人記録が混在した年金記録で、老齢年金や障害年金を決定していたことをが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,170,720
332			宮崎	高鍋	2007年 9月28日	2014年 3月14日		1名	過払い	12,577
333			静岡	浜松東	2011年 12月18日	2013年 3月18日		1名	過払い	6,644
334			埼玉	越谷	2014年 9月18日	2014年 10月8日		2名	—	0
335	脱退手当金に係る誤り	確認・決定誤り	神奈川	平塚	1975年 7月12日	2013年 10月10日	○年金記録調査時に、厚生年金被保険者期間の確認不足による脱退手当金の金額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金の受給要件について周知、注意喚起しました。	1名	未払い	11,738

日本年金機構の平成26年12月分のシステム事故一覧

整理番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	農林共済年金の準確定申告源泉徴収票の通知誤り	2012年5月7日	2012年11月26日	<p>○農林共済年金を受給されているお客様の、準確定申告源泉徴収票の「配偶者有無等の課税控除に関する情報欄」について、本来、スペースとすべきところ、誤って「*」を表示していることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい準確定申告源泉徴収票を送付しました。</p> <p>●農林共済年金の移管時に発生した不具合事象については台帳で一元管理し、将来同様な開発案件に活用できるようにしました。</p>	53名	—	0
2	雇用保険と年金の調整誤り	2013年11月28日	2013年11月28日	<p>○旧三公社から移管された共済年金を受給されているお客様について、雇用保険の給付が終了したにもかかわらず年金の支給停止解除が行われず、未払いとなったことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの上、未払い額をお支払いしました。</p> <p>●プログラム修正は完了しました。</p>	1名	未払い	29,283
3	振替加算に係る時効特例給付における過払い	2009年7月15日	2011年6月7日	<p>○過去の年金記録判明に伴う再裁定処理において、再裁定前に振替加算が支給済であるにもかかわらず、未払いとして振替加算にかかる時効特例給付額及び遅延特別加算金を計算したため、振替加算の過払いが生じていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払い分について返納に係る処理が完了したことを確認しました。</p>	7名	過払い	519,701
4	国民年金の沖縄特別措置期間の反映漏れに係る未払い	2008年4月15日	2013年7月10日	<p>○昭和36年から45年の国民年金の沖縄特別措置期間を含む記録訂正に伴う再裁定処理を行ったところ、通常の国民年金記録は訂正されましたが、沖縄特別措置期間が年金額の計算に反映されていないことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。</p>	5名	未払い	9,132,345